

知仁会だより



理念

- ・私たちは、患者様を身体面・精神面・社会面の三つの軸でトータルに理解し、治療と支援を行います。
- ・私たちは、患者様の権利を尊重し、患者様への接遇やサービスの向上と医療の安全に尽くします。
- ・私たちは、患者様の個人情報保護と企業情報保護に全力で取り組みます。
- ・私たちは、良質で効率的な医療・看護・介護・リハビリ・福祉サービスを目指します。
- ・私たちは、健全な病院経営を行います。
- ・私たちは、知仁会の施設サービス・在宅サービスを通じて一生をあたたくお世話します。
(ターミナルケア実施)
- ・私たちは、地域社会と連携し、地域社会への貢献に努力します。
- ・私たちは、障がい者の人権を擁護し、差別と偏見の解消に努めます。
- ・私たちは、仕事の意義と組織の一員であることを理解し、知仁会に誇りを持ち、より向上するために支え合って働きます。

患者様の権利憲章

- ・個人として、その人格を尊重し、最善の医療を公平かつ安全に受ける権利があります。
- ・病気、検査、治療、リハビリなどについて十分な説明を受ける権利があります。
- ・患者様の個人情報、及びプライバシーは保護されます。
- ・転医、転院等を希望する場合は必要な情報を提供します。また、他の医師の意見を求めたい場合は、他の医療機関への紹介を受ける権利があります。(セカンドオピニオン)
- ・診療情報の開示を推進し医療の透明性の確保に努めます。
- ・良好で快適な療養環境のもとに医療を受ける権利があります。
- ・精神科医療においては、精神保健福祉法に準拠した施行がなされます。
- ・良質な医療を実現するために、患者様ご自身の健康に関する情報を出来る限り正確・迅速に知らせる責務があります。
- ・患者様自身が納得できる診療を受けるために、医療に関する説明についてよく理解できなかったことについて、よく理解できるまで質問をする権利があります。
- ・すべての患者様が快適な環境で医療が受けられるよう、病院内のルールやマナー、職員の指示をお守りいただく義務があります。

理事長挨拶

医療法人社団 知仁会 理事長 石井 知行

「要介護高齢者の家族による在宅リハビリ支援について」

3月1日に「要介護高齢者の家族による在宅リハビリ支援について」のシンポジウムをハイブリッド形式により、ホテルグランヴィア広島において開催しました。感染対策のため、入場制限をおこない多くの方々には Web で視聴していただきました。詳細については後述しますが、医療介護総合確保基金により家族による在宅リハビリの為に「イエリハ」というアプリを開発しました。

今後の少子高齢化、人口減少のためにケアをする生産年齢人口が減り、人手不足が深刻化するのに、ケアを受ける高齢者は大幅に増加していきます。家族が専門職の指導の下に、在宅でリハビリを行うことにより、このギャップを緩和するとともに、利用者・家族が主体的に取り組むことによるリハビリの充実と質の向上を目指すものです。

リハビリなどの社会資源の少ない離島・中山間地域などにおいてもご利用いただきたいと願っております。



2月の院外講演報告

日時	研修会・会議など	主催	内容	場所
-	第 47 回広島県病院学会	広島県病院協会	今年度は新型コロナウイルス感染防止の為、広島県医師会館での講演発表は中止となりました。発表を予定していた、当院の管理栄養士 勝井さん・寺田さんによる 演題「栄養調整食を用いた卵豆腐による栄養状態改善促進」は、後日、広島県病院協会 HP (https://hirobyokyo.jp/) に掲載されますので、ご興味のある方はご覧下さい。	-



3月の行事予定

日時	行事名	主催	内容	場所
31 日 (木)	知仁会研修会	教育委員会 行動制限最小化委員会	メープルヒル病院精神科 河面憲志医師が担当となり、「精神保健福祉法について」というテーマで研修を行います。	メープルホール
9 日 (水) 17 日 (木)	ワーカー研修会	教育委員会	作業療法士が担当となり、「精神科作業療法について」というテーマで研修を行います。	メープルホール
2 日 (水) 16 日 (水)	摂食機能専門職講習会	S T 医療安全管理委員会	新入職員・未受講者対象	言語聴覚室
-	摂食機能専門職講習会	S T 医療安全管理委員会	「修了証」更新者対象	-

🌸 <研修会報告> 「認知症について」 教育委員会

令和 4 年 2 月 24 日 (木)、メープルホールにて知仁会研修会が行われました。メープルヒル病院 精神科 田村知子医師が講師となり、「認知症について」というテーマで研修を行いました。

認知症とは、「生後いったん正常に発達した精神機能」が減退・消失することで、「日常生活・社会生活を営めない状態」の事を言うそうです。

他にも、認知症の症状・原因・検査・治療、認知症外来の役割、入院における認知症のケアといった内容を学ぶことができました。



基本的な知識を含め、認知症について再確認する良い機会になったのではないかと思います。

「要介護高齢者の家族による在宅リハビリ支援について」 講演会・シンポジウム

3月1日（火）、ホテルグランヴィア広島にて、「要介護高齢者の家族による在宅リハビリ支援について」講演会・シンポジウムが開催されました。講演会・シンポジウムは会場での参加に加え Web 視聴も行うハイブリッド形式で行われました。新型コロナウイルス感染症対策として、来場者数を本来の会場収容人数の半分以下に制限しました。基調講演では、プロ野球解説者の達川光男氏をはじめ3名の方にご講演いただき、シンポジウムでは、分野の異なる6名の方から理学療法、作業療法、摂食嚥下、栄養などの連携について幅広いご意見をいただきました。基調講演、シンポジウムではそれぞれ座長として当院精神科外来を担当されている広島大学教授 岡村仁氏、当院認知症疾患医療センター外来を担当されている広島大学特任教授 石井伸弥氏に登壇いただきました。

- 【主 催】 広島県慢性期医療協会・広島大学大学院医系科学研究科共生社会医学講座・
広島大学大学院医系科学研究科精神機能制御科学研究室・中国新聞社
- 【 挨拶 】 広島県健康福祉局 局長 木下 栄作 氏
広島県慢性期医療協会 会長 石井 知行 氏
- 【基 調 講 演】 座長 広島大学 教授 岡村 仁 氏
①スポーツ障害とリハビリ プロ野球解説者 達川 光男 氏
②要介護高齢者の家族による在宅リハビリの意義 県立広島大学 教授 金井 秀作 氏
③要介護高齢者の家族による在宅リハビリアプリの紹介 株式会社ビーライズ 石原 裕輝 氏
- 【シンポジウム】 座長 広島大学 特任教授 石井 伸弥 氏
①歯科専門医の立場から 日本歯科大学 教授 菊谷 武 氏
②リハビリ専門医の立場から 済生会和歌山病院リハビリテーション科 部長 石田 和也 氏
③在宅医療学の立場から 東京大学在宅医療学 特任准教授 山中 崇 氏
④理学療法士の立場から 広島都市学園大学 教授 甲田 宗嗣 氏
⑤作業療法士の立場から 広島大学 教授 花岡 秀明 氏
⑥栄養学の立場から 県立広島大学 教授 栢下 淳 氏

「要介護高齢者の家族による在宅リハビリ支援について」の概要

広島大学 特任教授 石井 伸弥 氏

日本では少子高齢化の影響によって人口減少が進んでおり、かつて人々の生活を支えた地域社会の基盤が弱まっています。また、社会の複雑化、多様化に伴って人々の生活も複雑になり、8050問題や育児と介護のダブルケアなど従来の縦割りの制度では対応が困難な問題も増えてきました。そうした中、日本社会全体で目指すビジョンとして提唱されているのが「地域共生社会」です。地域共生社会は、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

今回のシンポジウムのテーマである「要介護高齢者の家族による在宅リハビリ支援」は、介護が必要な高齢者に対するリハビリを家族がお手伝いすることで、高齢者のその人らしい生活を実現することを目指すものです。こうした人々による支え合いと公的な支援が連動して、人々の暮らしを支える基盤となっていくことが地域共生社会の実現に繋がっていくのではないかと考えています。今回のシンポジウムが人々のその人らしい暮らし、さらには地域共生社会の実現の一助となることを願っています。



令和3年度 認知症専門職研修会 「コロナ禍における認知症の人と家族への支援について」

【共催】 広島県西部認知症疾患医療・大竹市認知症対応・玖波地区地域包括支援・合併型センター
(医療法人社団 知仁会 メープルヒル病院) / 東和薬品株式会社

【後援】 広島県、大竹市、(一社)広島県医師会、(一社)広島県歯科医師会、(一社)広島県病院協会、(一社)大竹市医師会、大竹市薬剤師会、(公社)広島県看護協会、(一社)広島県精神科病院協会、広島県慢性期医療協会、広島県訪問看護ステーション協議会、大竹市介護支援専門員連絡協議会、大竹市認知症の人と家族の会

【挨拶】 広島県西部認知症疾患医療・大竹市認知症対応・玖波地区地域包括支援・合併型センター
センター長 石井 知行 氏
大竹市 健康福祉部 地域介護課 課長 山田 智徳 氏

【座長】 広島大学大学院医系科学研究科 精神機能制御科学研究室 教授 岡村 仁 氏

【テーマ】 「コロナ禍における認知症の人と家族への支援について」

【講師】 広島大学大学院医系科学研究科 共生社会医学講座

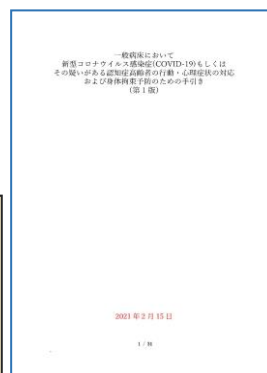
特任教授 ^{いし い しん や} 石井 伸弥 氏



令和4年3月4日(金)、令和3年度認知症専門職研修会を開催いたしました。昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策のためWEBにて配信しました。

講師の石井先生には、広島県西部認知症疾患医療・大竹市認知症対応・玖波地区地域包括支援・合併型センターで外来診療も担当いただいております。テーマは「コロナ禍における認知症の人と家族への支援について」であり、2回にわたる認知症者の実態調査により明らかになった①認知症の方が新型コロナウイルス感染症に対応する上での課題についてご紹介いただき、続いて②本人・家族に対する支援の取組③高齢者施設に対する情報提供④認知症医療介護推進会議からの提言⑤ポストコロナの認知症予防の5つの内容についてお話いただきました。

②本人・家族に対する支援の取組として、広島大学、老年医学会、家族の会広島支部によるパンフレット「認知症をお持ちの方と家族の方へ」が作成されました。パンフレットでは、コロナに関する基礎知識や感染予防の具体的な方法、感染拡大への備え、身体・認知機能低下予防の取組について紹介されています。広島県介護支援専門員協会の協力によるパンフレットの効果検証では、短期的な効果検証ではあるものの感染症に対する適切な予防方法や感染拡大時の備えに対し、一定の効果がみられたとのことでした。③高齢者施設に対する情報提供として、コロナ感染認知症者に対する身体拘束についてまとめられた「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)もしくはその疑いがある認知症高齢者の行動・心理症状の対応および身体拘束予防のための手引き」も作成されています。COVID-19ではせん妄の発症率が高く遷延しやすいとの調査結果もあり、こちらの手引きは一般病床・介護施設のそれぞれに合わせた内容で作成されておりますので、広くご活用いただけるとのことでした。これらのパンフレットや手引きは、広島大学共生社会医学講座HPからダウンロードすることができます。



当センターでは、年1回、認知症専門職研修会を実施しております。皆様のご参加をお待ちしております。

広島大学共生社会医学講座
<http://inclusivesociety.jp/>
からダウンロード



医薬品副作用被害救済制度をご存じでしょうか

非常勤内科医師 檜山 雄一

「医薬品副作用被害救済制度」という制度を耳にしたことがあるでしょうか。これは、医薬品（および再生医療等製品）を適正に使用されたにもかかわらず副作用により重篤な健康被害を受けてしまった方に対して、医療費や年金などの給付が行われる公的な制度です。対象となるのは入院治療が必要な程度の疾病や日常生活が著しく制限される程度の障害などの健康被害であり、一般に軽度の副作用には適用されませんが、「副作用のない薬はない」わけであり、投薬を受ける患者さんの立場からはぜひとも知っておくべき制度と言えます。

この制度を利用するには、まず健康被害を受けられた患者さん（またはご遺族）が給付請求をする必要があります。対象除外医薬品（主に抗がん剤、免疫抑制剤などの一部）や法定予防接種（別に予防接種健康被害救済制度があります）によるものは対象外であること、申請期限があること等には留意する必要があります。また、あくまで「適正使用されたにもかかわらず生じた」健康被害が対象ですので、処方する医師らは日頃から添付文書上の効能・効果や用法・用量、使用に際しての注意喚起（必要な検査や指導等）をよく理解し、実践しておく必要があるでしょう。また、医療用医薬品だけでなく、ドラッグストアで購入できるような一般用医薬品等（いわゆる OTC 医薬品）も制度の対象となります。

日本における医薬品の規制機関である医薬品医療機器総合機構（PMDA）は、承認審査、安全対策と並ぶ主要な役割として、健康被害救済を挙げています。このことはわが国が過去に経験してきた数々の薬害の歴史を背景としているわけですが、「救済」「審査」「安全」の3つの役割を一体に掲げる姿勢は世界的に見ても独特と言えます。適正な審査とその後の継続的な安全対策によって製造販売される医薬品の安全性のリスクを最小限に抑えることを図るのだけでも、医薬品というものの性質上、副作用の発生を完全にゼロにすることは困難であるため、それでも発生してしまった健康被害に対してもなお救済制度を設ける必要があるという考え方に基づいたものです。なお、この制度における給付に必要な費用は医薬品の製造販売業者等からの拠出金で賄われており、医薬品を製造販売する企業が責任をもって救済業務の重要な役割を担っているかたちになっています。

とはいえ、いくら重要な制度といっても、先に述べたとおり、この制度を利用するためには患者さんが主体となって給付請求をする必要がありますので、まずは一般に広く知ってもらうことが不可欠です。最近では広報にかなり力が入れているようであり、意識して見れば医療機関でのポスター掲示や WEB 広告、テレビ CM、一般用医薬品の外箱など、実に広くアナウンスされていることに気がきます（メープルヒル病院でも、大きなポスターが掲示されているのを目にしました）。今回の執筆が、少しでも周知の一助になれば幸いです。





嚥下障害について

薬剤師 伊藤 知也

嚥下障害は様々な要因で起こりうる病気です。高齢になるほど、罹る頻度は増し治療も困難になってきます。そのため、薬を飲んで誤嚥すれば気管や肺組織に、さらに口腔内や咽頭・食道に薬剤が残留した場合は局所粘膜にそれぞれ損傷が起きてしまいます。今回は薬の観点からこの障害についてみていこうと思います。

まず、薬剤そのものが嚥下機能に悪影響を与える事があります。薬剤性嚥下障害の機序は2種類あり、中枢神経系への作用によるものと末梢神経・筋への作用によるものが考えられます。前者は、主に抗精神薬・抗うつ薬・抗不安薬でみられ、抗不安薬として用いられるベンゾジアゼピン系薬剤は「鎮静催眠作用」以外に「筋弛緩作用」も有しており、食塊駆動力の低下や食道入口部弛緩時の異常をきたします。抗うつ薬(三環系)は、唾液分泌障害や錐体外路障害が生じ、抗精神病薬では筋肉の固縮・咽喉頭狭窄・不随意運動が起きます。

後者の作用に関して言えば、向精神薬のみではなく抗コリン薬・利尿薬・抗不整脈薬・抗ヒスタミン薬なども含まれます。

また、嚥下障害に対する薬物治療は、パーキンソン病などの原因疾患に対する治療と嚥下反射の改善を目的とした治療が確認されています。しかしながら、その有効性に関しては確実性の高いエビデンスがありません。治療の選択肢にはなりません。

先ほど述べたパーキンソン病に対する薬物治療だとL-ドパ、嚥下反射を高める薬剤はACE阻害薬、シロスタゾール、ニセルゴリン、半夏厚朴湯が確認されており、嚥下機能を改善する3つの薬剤は、神経伝達物質(サブスタンスP)を上昇させることで嚥下運動を促す効果が期待されています。

薬剤性嚥下障害の治療は、原因薬剤の中止・変更・減量が基本で、現在のところ根本的な嚥下障害治療薬はありません。ですが、原因薬剤を中止・変更・減量して嚥下機能の改善が多く見受けられ、薬による嚥下障害は治療可能な病気であることが分かってきました。

最後に、薬の正しい飲み方です。よく上を向いて服用することが多いと思いますが、それは細かく言えば間違っています。この「上を向く」動きは薬をノドに送る予備動作でありそのまま飲んでしまうと誤嚥する可能性が高くなってしまいます。本来、薬がノドに送られた時点で正面を向き頷くようにして嚥下を行います。このように、嚥下障害の患者には上を向かないで飲む指導が必要です。

一番推奨されているのはリクライニング位での服用です。体勢的には体幹、首を曲げて飲みます。また首部分には必ず首を曲げやすくするため枕等で前屈させるようにしてください。

(参考文献 内服薬 経管投与ハンドブック)



★医師のスタッフ数

	常勤医師	非常勤	医師合計数
精神科	6名	2名	8名
内科	4名	12名	16名
放射線科	1名	0名	1名
合計	11名	14名	25名 ※基準数9名
歯科	0名	6名	6名

★リハビリのスタッフ数

	リハビリスタッフ数 (非常勤)
理学療法士	6名 (4名)
言語聴覚士	2名 (0名)
作業療法士	9名 (1名)
合計	17名 (5名) ※基準数13名

★医師の異動

以下のとおり、3月に2名の医師が退職し、4月より新たに2名の医師が入職となりました。

3月末付退職	精神科	田村 知子	医師
	精神科	木村 彩乃	医師
4月付入職	精神科	日野 亮真	医師
	精神科	杉田 隆裕	医師



★外来診療担当

認知症疾患医療センターで、もの忘れ外来も実施しております。

	月	火	水	木	金	土
精神科	石井 知行	野見山 敏之	石井 知行	野見山 敏之	河内 英基	岡村 仁
内科	佐々木 雅敏	佐々木 富美子	松尾 行雄	加藤礼子 茶山 一彰 (第2・第4)		芹川 正浩
歯科	広大医師 第2月曜のみ	広大医師	広大医師	広大医師		
認知症疾患 医療センター	石井 伸弥 (初診)	石井 伸弥 (初診)	河面 憲志	日野 亮真		河内 英基

★診療時間：精神科 9:15～12:00・内科 9:30～12:00・歯科 9:15～12:00

認知症疾患医療センター 9:30～12:00 (予約及び緊急時は午後も診察します。)

★当院外来では、ヘリカルCT、腹部超音波検査を行っています。御希望の方は外来スタッフまでお申し出下さい。

※ヘリカルCT・レントゲン検査は午前中のみになりますのでご注意ください。

★令和4年4月より、認知症疾患医療センター木曜日担当の医師が、日野亮真医師に変更になります。

★地域連携室のご案内

★入院、退院、在宅サービス、施設見学についてのご相談、また、苦情、お困りごと、その他、ご質問等ございましたら、**地域連携室**までお気軽にご相談下さい。スタッフ一同、プライバシー保護を遵守しておりますので、患者様、ご家族様から知り得た情報は了解なしに第三者に開示されることは決してありません。ご安心してご相談ください。

★地域連携室の主な業務：入院相談・退院相談・入院生活や退院後の生活についてのご相談、医療福祉サービスや制度などのご案内・諸手続の援助等

地域連携室 (メープルヒル病院本館1階) 0827-57-7451

責任者：地域連携室 福原 啓司

個人情報保護に関する医療法人社団知仁会の基本方針

知仁会は常日頃より患者様・利用者様の視点に立ち、質の高い医療の実現とよりよいサービスの提供を目標として、診療業務を営んでおります。患者様・利用者様の健康状態に応じて迅速に的確な医療を提供させて頂くためには、患者様・利用者様に関する様々な医療情報が必要です。患者様・利用者様と確かな信頼関係を築き上げ、安心して医療サービスを受けて頂くために、患者様・利用者様の個人情報の安全な管理は必須です。知仁会では、下記の基本方針に基づき、医療情報の管理を行い、患者様・利用者様の個人情報保護に厳重な注意を払って参ります。

1. 個人情報保護に関する法律を遵守し、患者様・利用者様の情報を個人情報保護委員会で管理しています。
2. 診療及び病院の運営管理に必要な範囲においてのみ、患者様・利用者様の個人情報を収集しています。
3. 患者様・利用者様の個人情報への不正アクセス、紛失、改竄及び漏洩を防止し、安全対策を実施いたします。
4. 一部、検査等を外部の医療施設等に委託する場合があります。その際に、患者様・利用者様の情報をこれらの施設に知らせる必要のある場合があります。この場合、知仁会では、信頼のおける施設等を選択すると同時に、患者様・利用者様の個人情報が不適切に取り扱われないように契約を取り交わします。
5. 患者様・利用者様が継続的に良い医療を受けられるように、診療に関する情報を、病院、診療所などに提供する場合があります。また、ご本人様、ご家族様に事前に承諾をいただいたうえで、学会や研究等で医療の発展の目的として情報を利用する場合があります。
6. 患者様・利用者様の必要に応じて、診療情報を開示しています。しかし、最良の治療の継続に支障をきたすことが考えられる場合は、開示しないことがあります。
7. 知仁会では、患者様・利用者様の取り違えなどの事故を防ぐため、入院患者様・入所者様氏名を病室・療養室前に掲示しております。ご理解、ご協力をお願いいたします。名札の掲示についてご希望がありましたらお申し出ください。
8. 知仁会では、原則として面会制限は行っておりませんが、面会に関してご本人様、ご家族様の希望がありましたら病棟職員にお申し出ください。



医療法人社団 知仁会

〒739-0651 広島県大竹市玖波5丁目2番1号

TEL 0827-57-7451

FAX 0827-57-5312

ホームページアドレス <http://tjinkai.or.jp/>



メープルヒル病院

広島県西部認知症疾患医療・大竹市認知症対応・
玖波地区地域包括支援・合併型センター
地域活動支援センターみらい



介護老人保健施設ゆうゆ

ゆうゆ居宅介護支援事業所
ゆうゆ訪問看護
ゆうゆデイケア
訪問リハビリテーション

《アクセス方法》

■ JRご利用

広島駅から玖波駅35分

玖波駅から

バス・タクシー約5分／徒歩約10分

(玖波駅西口から送迎バスを運行しております。
送迎バスは玖波駅発9:30、12:35
となっております。)

■ 山陽自動車道ご利用

大竹インターから約5分



<患者様へお願い>

1. ご自身の健康に関する正確な情報をお伝えください。
2. わからないことがありましたら、ご納得いただけるまでご質問ください。

●メープルヒル病院、老人保健施設ゆうゆ、各社会復帰施設の紹介や知仁会から発行する広報誌、毎月の行事一覧、知仁会のサービス案内などを掲載しています。

また、皆様からの質問・相談窓口としてホームページ上にご意見板を用意していますので、知仁会に関する質問や日常生活の様々な悩み・相談、また見学のお問い合わせ等ありましたら、お気軽にお尋ね下さい。

●求人に関する情報もありますので、ご覧下さい。

ホームページアドレス <http://tjinkai.or.jp/>

●本誌に掲載されております写真等につきましては、ご本人あるいはご家族の了承を得て掲載させて頂いております。

●知仁会だよりについてのお問い合わせ、ご意見は担当：濱浦・横山・福島までお寄せ下さい。